

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 27 日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 11 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分 山口地方裁判所下関支部売却場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 10 月 8 日 午前 10 時 00 分 山口地方裁判所下関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 27 日から当庁不動産競売係に備え置きます。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	18,157,000 14,525,600	一括	3,631,400	544,445	80,090
1	1,967,000				
2	3,189,000				
3	13,001,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 下関市赤間町
 地 番 4番1
 地 目 宅地
 地 積 99.88平方メートル

- 2 所 在 下関市赤間町
 地 番 4番4.1
 地 目 宅地
 地 積 161.95平方メートル

- 3 所 在 下関市赤間町4番地1、4番地4.1
 家屋 番号 4番1
 種 類 店舗・工場・共同住宅
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
 床 面 積

1階	165.95平方メートル
2階	212.42平方メートル
3階	221.99平方メートル
4階	223.79平方メートル
5階	223.79平方メートル
6階	14.67平方メートル

(現況)

- 種 類 介護施設・事務所・共同住宅
- 床 面 積 1階部分 約194平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 7月18日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3】

賃借権

範 囲 1階及び2階
賃借人 合同会社有歩道
期 限 令和7年11月8日
賃 料 32万4000円
敷 金 60万円

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。売却基準価額は、上記敷金の返還義務を考慮して定められている。

賃借権（不明）

範 囲 401号室, 405号室, 501号室, 502号室
賃借人 不明

賃借権の存否（占有権原の存否, 占有権原の種別）は不明であるが、最先の賃借権が存在するものとして売却基準価額が定められている。

賃借権（不明）

範 囲 403号室
賃借人 B
賃 料 4万円

賃借権の存否は不明であるが、最先の賃借権が存在するものとして売却基準価額が定められている。



賃借権（不明）

範 囲 503号室

賃借人 C

賃借権の存否は不明であるが、最先の賃借権が存在するものとして売却基準価額が定められている。

賃借権

範 囲 505号室

賃借人 D

期 限 令和8年11月8日

賃 料 4万円

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

301号室, 302号室

本件所有者会社が占有している。

402号室

Aが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

本件土地上に現存しない建物（所在：下関市赤間町4番地20、4番地1 家屋番号：4番20）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 下関市赤間町 |
| | 地 番 | 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 99.88 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市赤間町 |
| | 地 番 | 4 番 4 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 161.95 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 下関市赤間町 4 番地 1、4 番地 4 1 |
| | 家屋 番号 | 4 番 1 |
| | 種 類 | 店舗・工場・共同住宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 165.95 平方メートル
2 階 212.42 平方メートル
3 階 221.99 平方メートル
4 階 223.79 平方メートル
5 階 223.79 平方メートル
6 階 14.67 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 介護施設・事務所・共同住宅 |
| | 床 面 積 | 1 階部分 約 194 平方メートル |



令和6年（ケ）第19号
令和7年3月14日受理
令和7年5月26日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所下関支部

執行官 金川直樹

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 下関市赤間町 |
| | 地 番 | 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 99.88 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市赤間町 |
| | 地 番 | 4 番 4 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 161.95 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 下関市赤間町 4 番地 1、4 番地 4 1 |
| | 家屋 番号 | 4 番 1 |
| | 種 類 | 店舗・工場・共同住宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 165.95 平方メートル
2 階 212.42 平方メートル
3 階 221.99 平方メートル
4 階 223.79 平方メートル
5 階 223.79 平方メートル
6 階 14.67 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	山口県下関市赤間町3番24号		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：介護施設・事務所・共同住宅 ☐ 構造： ☒ 床面積：1階部分 約194平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を介護施設・事務所・共同住宅として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

(占有関係用 (多占))

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲	占有 状況	関係人の陳述／提示文書の要旨、執行官の意見 等					
	占有者		占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 敷金等	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
3	☐ 全部 ☒ 1階・2階 合同会社 有歩道	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☒ 他	H25・9・1 自 R5・11・9 至 R7・11・8	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 324,000 円 ☒ 敷 ☐ 保 600,000 円	
3	☐ 全部 ☒ 301 号室 所有者 (空き室)	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	. . 自 . . 至 . .	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 302 号室 所有者 (空き室)	☐ 居 ☒ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	. . 自 . . 至 . .	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 401 号室 不明	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	. . 自 . . 至 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 402 号室 A	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	R5・12・5 自 R5・12・5 至 R7・12・31	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 10,000 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 403 号室 B	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	不明 自 . . 至 . .	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 40,000 円 ☐ 敷 ☐ 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

(占有関係用〈多占〉)

占有者及び占有権原

物件 番号	占有範囲	占有 状況	関係人の陳述／提示文書の要旨、執行官の意見 等					
	占有者		占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 敷金等	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
3	☐ 全部 ☒ 405 号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	・ ・	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	□月 □年 円	
	不明		自 至 ・ ・ ・ ・				□敷 □保 円	
3	☐ 全部 ☒ 501 号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	・ ・	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	□月 □年 円	
	不明		自 至 ・ ・ ・ ・				□敷 □保 円	
3	☐ 全部 ☒ 502 号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	・ ・	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	□月 □年 円	
	不明		自 至 ・ ・ ・ ・				□敷 □保 円	
3	☐ 全部 ☒ 503 号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	・ ・	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	□月 □年 円	動産類を残置して占有している。
	C		自 至 ・ ・ ・ ・				□敷 □保 円	
3	☐ 全部 ☒ 505 号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	13 年位前	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☒ 自 ☐ 法	■月 □年 40,000 円	
	D		自 R6・11・9 至 R8・11・8				□敷 □保 円	
3	☐ 全部 ☐	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	・ ・	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	□月 □年 円	
			自 至 ・ ・ ・ ・				□敷 □保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者の破産管財人弁護士事務所事務員	1 当事務所所属弁護士が本件債務者兼所有者の破産管財人に選任されていますが、債権者の申立てにより破産手続きが開始されたもので、現時点では債務者兼所有者の代表者等と連絡が取れておらず、本件建物の入居者との間の賃貸借契約書その他の情報や本件建物の鍵などは所持していません。 (令和7年4月14日電話聴取) 2 401号室は退去していることが判明しました。 (令和7年5月8日電話聴取)
■合同会社有歩道代表社員 (1階及び2階占有者)	1 現在、この建物の1階及び2階で介護事業をしています。 2階は高齢者の賃貸住宅です。 2 契約内容は、提出した賃貸借契約書記載のとおりで間違いありません。 3 室内改装代として2500万円ほどかかりました。 4 1階のトイレに、水漏れや雨漏りがあります。 (回答書の要旨及び令和7年4月28日電話聴取)
■D (505号室占有者)	1 505号室は、13年位前から、私が単身で居住しています。 2 契約内容は、「占有者及び占有権原」欄記載のとおりで間違いありません。 3 雨漏りや排水の詰まりがあり、たまに床上に水が溢れます。自分でコーキングをするなどして、今のところ治まっています。 4 共用部分の電気代は、以前は大家さんが支払っていましたが、今はアパートの住民が按分して支払っています。 水道代は、各戸別に請求されるのではなく、アパート全体で一本で請求されるので、現在は、住民が、各戸の水道メーターを見て請求額を割り振って支払手続をするなどの事務を負担しています。 管理が行き届いていないので、どうかしてもらいたいです。 5 5階に住んでいるのは、私一人になりました。 4階は、402号室と403号室の方のみ入居しておられるようです。 3階の301号室と302号室は誰も利用していません。 1階と2階は、介護施設が使用しています。 (令和7年5月12日口頭聴取)
■A (402号室占有者)	1 402号室は、令和5年12月5日から、私が住んでいます。 2 契約内容は、「占有者及び占有権原」欄記載のとおりで間違いありません。 賃料は、本年12月分までを先払いして支払済みです。 3 共用部分の電気代や水道代の支払いについては、505号室の方が述べたとおりです。 (令和7年5月12日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件現況調査に当たり、債務者兼所有者に対して現況調査日時通知書及び照会書を送付するも回答等はなく、現況調査にも立ち会わないため、債務者兼所有者の陳述は得られなかった。
- 3 本件建物1階及び2階は介護施設及び高齢者賃貸住宅、3階は共同住宅及び事務所、4階及び5階は共同住宅である。
- 4 本件建物は昭和51年に建てられた建物であり、全体的に老朽化した箇所が見受けられる。
- 5 本件現況調査に当たり室内に立ち入ることができたのは、1階、2階、3階、4階の402号室、5階の503号室及び505号室のみである。それ以外の居室の間取図は、課税図面や先に行われた令和4年(ケ)第24号不動産競売事件の現況調査報告書の記載を基に作成したものであり、実際の間取りと異なる可能性がある。
- 6 本件現況調査に当たり占有者の陳述を得ることができたのは1階及び2階の占有者、4階の402号室の占有者、5階の505号室の占有者のみであり、これらの占有者の占有権原は「占有者及び占有権原」欄に記載したとおりである。
- 7 3階の301号室及び302号室に立会人の立会いのもと解錠技術者に解錠させて立ち入り、室内の状況を調査した結果、301号室及び302号室は、債務者兼所有者が空き室の状態で占有しているものと認めた。
- なお、301号室には天井に大きな穴が開いている箇所や壁に穴が開いている箇所、床が緩くなっている箇所があったほか、302号室にも天井に大きな穴が開いている箇所があった。
- 8 4階の403号室は占有者の陳述が得られず、室内に立ち入ることもできなかったが、関係人の陳述、電力供給契約に関する照会結果、令和4年(ケ)第24号事件の現況調査報告書の記載などから、同室の占有者及び占有権原は、「占有者及び占有権原」欄の記載のとおりと認めた。
- 9 5階の503号室は、関係人の陳述によれば現に入居している者はいないとのことであり、立会人の立会いのもと解錠技術者に解錠させて室内に立ち入ったところ生活感が感じられない状況であったが、室内には令和4年(ケ)第24号事件の現況調査時の占有者と同姓の氏名が書かれた書類を含む多量の動産類が残置されていたことから、503号室は、前入居者であるCが動産類を残置して占有しているものと認めた。
- 10 室内に立ち入ることができなかった4階の401号室及び405号室、5階の501号室及び502号室については、関係人の陳述によれば現に入居している者はおらず、所有者が空き室の状態で占有しているものと思われるものの、前入居者が動産類を残置して占有している可能性も否定できないため、401号室、405号室、501号室及び502号室の占有者及び占有権原は不明とした。
- なお、令和4年(ケ)第24号事件の現況調査当時の占有者は、401号室はE、405号室はF、501号室はG、502号室はHであった。
- 11 本件土地の形状は、現地での概測の結果、概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われるものの、あくまでも概測によるものであり、本件土地の形状を確定させるものではない。
- 12 本件建物北側の屋外階段の一部が地番4番28の土地にはみ出している可能性がある。
- 13 本件土地上に現存しない次の建物の登記がある。
- 所在 下関市赤間町4番地20、4番地1
- 家屋番号 4番20
- 種類 店舗・居宅
- 構造 木・軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階建
- 床面積 1階244.32平方メートル
- 2階244.32平方メートル
- 14 上記意見は、あくまでも現況調査時に得られた関係人の陳述等の情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 3 月 2 1 日 (金)	執行官室	下関市役所に間取図請求 (郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査囑託書郵送
7 年 3 月 2 8 日 (金) 9 : 1 7 ~ 9 : 1 8	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書等交付申請
7 年 3 月 2 8 日 (金) 1 5 : 5 0 ~ 1 5 : 5 3	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書等受領
7 年 4 月 3 日 (木) 1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 5 0	物件所在地	物件確認、写真撮影
7 年 4 月 1 4 日 (月) 1 1 : 3 1 ~ 1 1 : 3 5	執行官室	債務者兼所有者の破産管財人所属事務所事務員から聞き取り (電話)
7 年 4 月 1 4 日 (月) 1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 3 3	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書等交付申請・受領
7 年 4 月 1 7 日 (木) 1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 2 0	物件所在地	合同会社有歩道従業員から聞き取り (口頭)、照会書交付 4 階・5 階の各居室 (8 室) に照会書差し置き
7 年 4 月 2 1 日 (月) 1 3 : 1 5 ~ 1 3 : 2 5	物件所在地	3 階 (2 室) に照会書差し置き
7 年 4 月 2 8 日 (月)	執行官室	債務者兼所有者の本店所在地宛てに現況調査日時通知書・照会書郵送 債務者兼所有者の破産管財人に現況調査日時通知書郵送
7 年 4 月 2 8 日 (月) 1 4 : 1 0 ~ 1 4 : 3 0	物件所在地	合同会社有歩道従業員から聞き取り (口頭)、現況調査日時通知書交付 5 0 5 号室占有者から聞き取り (口頭)、現況調査日時通知書交付 3 階 (2 室)、4 階 (4 室)、5 階 (3 室) に現況調査日時通知書差し置き
7 年 4 月 2 8 日 (月) 1 6 : 4 1 ~ 1 6 : 4 6	執行官室	合同会社有歩道代表者から聞き取り (電話)
7 年 5 月 8 日 (木) 1 5 : 1 8 ~ 1 5 : 2 4	執行官室	債務者兼所有者の破産管財人所属事務所事務員から聞き取り (電話)
7 年 5 月 1 2 日 (月) 9 : 5 0 ~ 1 1 : 2 0	物件所在地	物件調査 (評価人・立会人・解錠技術者同行)、写真撮影、4 0 2 号室占有者 及び 5 0 5 号室占有者から聞き取り (口頭) ※ 3 階～屋上
7 年 5 月 1 2 日 (月) 1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0	物件所在地	物件調査 (評価人同行)、写真撮影 ※ 1 階・2 階

(特記事項)

令和 7 年 5 月 1 2 日

立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて 3 0 1 号室、3 0 2 号室、5 0 3 号室に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7 枚目)

イ 3-28
ロ 2-29



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	下関市赤間町			地番	4番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

小 (A3→A4)

令和7年3月28日
山口地方方法務局下関支局
登記官

請求番号：18-1
(1/1)

(8 枚目)

公用

登記年月日：昭和51年4月20日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和7年3月28日 山口地方建設局 下関支局

登記官

(9枚目)

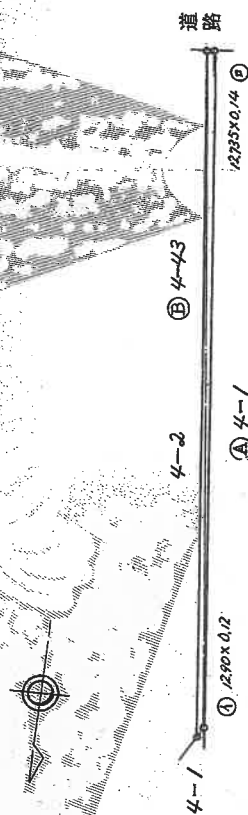
縮小 (A3→A4)

(田舎調10)

地番	4-1-43	土地積地	所在測量	新	4-1-43	後	4-1-43	前	4-1-43
土地の所在	下関市赤間町								

作製年月日	昭和五十年参月式〇日
作製者	

55% 4.20



記号	大斜	小斜	倍面積
イ	1290	0.12	1548
ロ	12735	0.14	17829
倍面積		積	面積
		33309	1665445

0001245

縮尺 1/100 1/500

製品部

(10 粒目)

請求番号: 18-4

44-178

649.1.23

和四六年七月七。

作者

道

道

小 (A3-A4)

0001242

縮尺 1/500

(1/2)

登記年月日：昭和49年1月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月28日

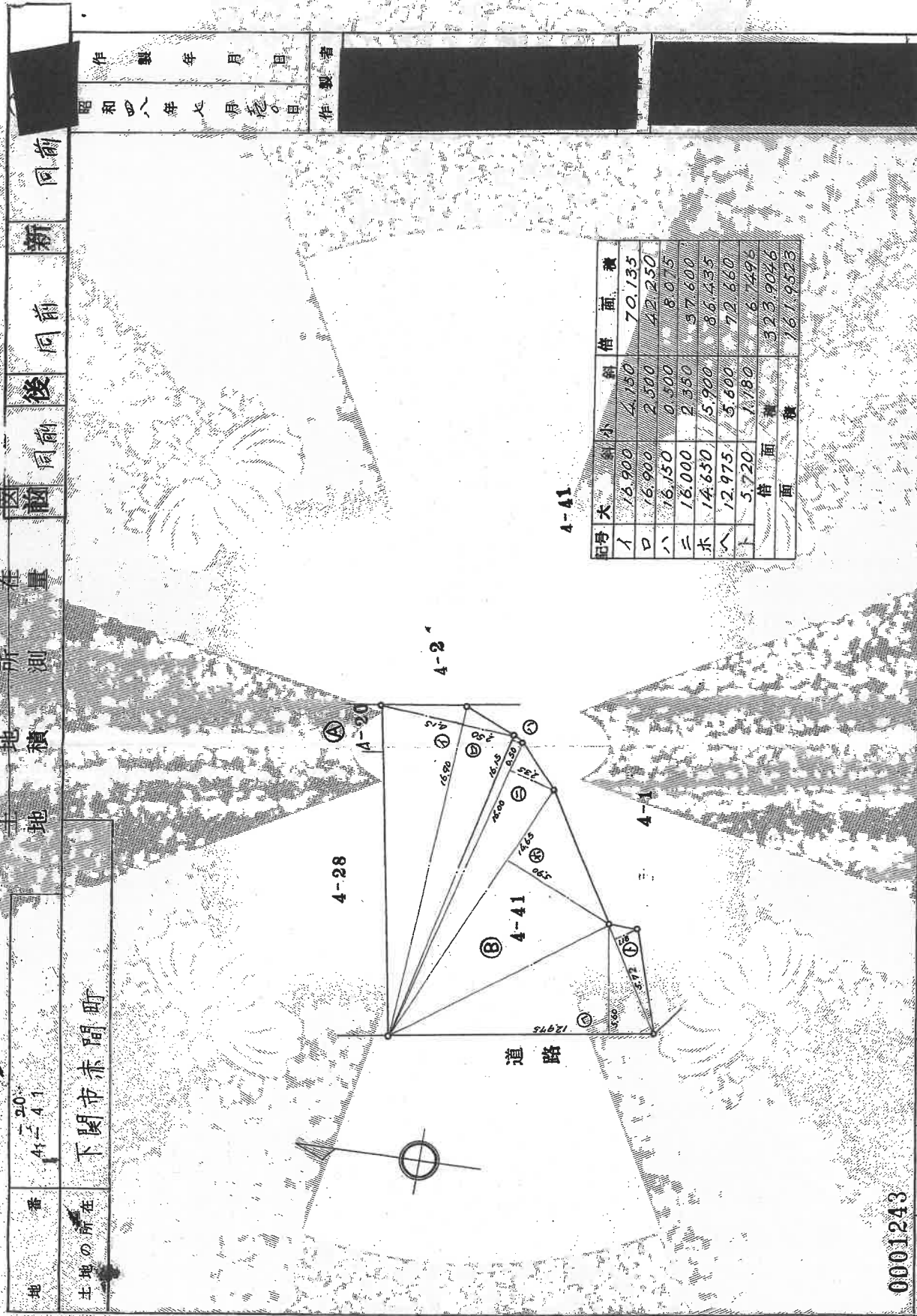
山口地方建設局 測量課

登記書

(11枚目)

請求番号：18-4

(2/2)



登記年月日：昭和52年8月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月28日 山口地方裁判所下関支局

(12枚目)

登記官

建物略平面図

家屋番号	4番1
建物の所在	下関市赤間町4-1-4-41

2000734

縮尺 1/600

求積計算表

巻階	9.50 × 4.25 = 40.3750
	10.47 × 10.30 = 107.8410
	10.75 × 1.65 = 17.7375
	合計 165.9535
床面積	165.95 m ²

式階	14.72 × 9.50 = 139.8400
	2.50 × 0.28 = 0.7000
	13.07 × 5.80 = 75.8060
	-2.80 × 2.80 × 0.5 = -3.9200
	合計 212.4260
床面積	212.42 m ²

参階	15.30 × 14.72 = 225.2160
	2.50 × 0.28 = 0.7000
	-2.80 × 2.80 × 0.5 = -3.9200
	合計 221.9960
床面積	221.99 m ²

四・五階同型	13.00 × 2.70 = 35.1000
	12.90 × 15.00 = 193.5000
	-3.10 × 2.10 × 0.5 = -4.8050
	合計 223.7950
床面積	223.79 m ²

六階	5.50 × 2.45 = 13.4750
	2.60 × 0.46 = 1.1960
	合計 14.6710
床面積	14.67 m ²

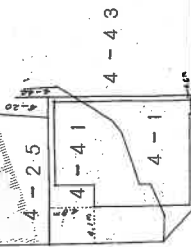
縮小 (A3-A4)

山口県土地家屋調査士会

作製年月日
昭和五十二年八月八日

作製者

下関市
有限会社



道路

道路

登記年月日：昭和52年8月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月28日

山口地方広域局下関支局

登記号

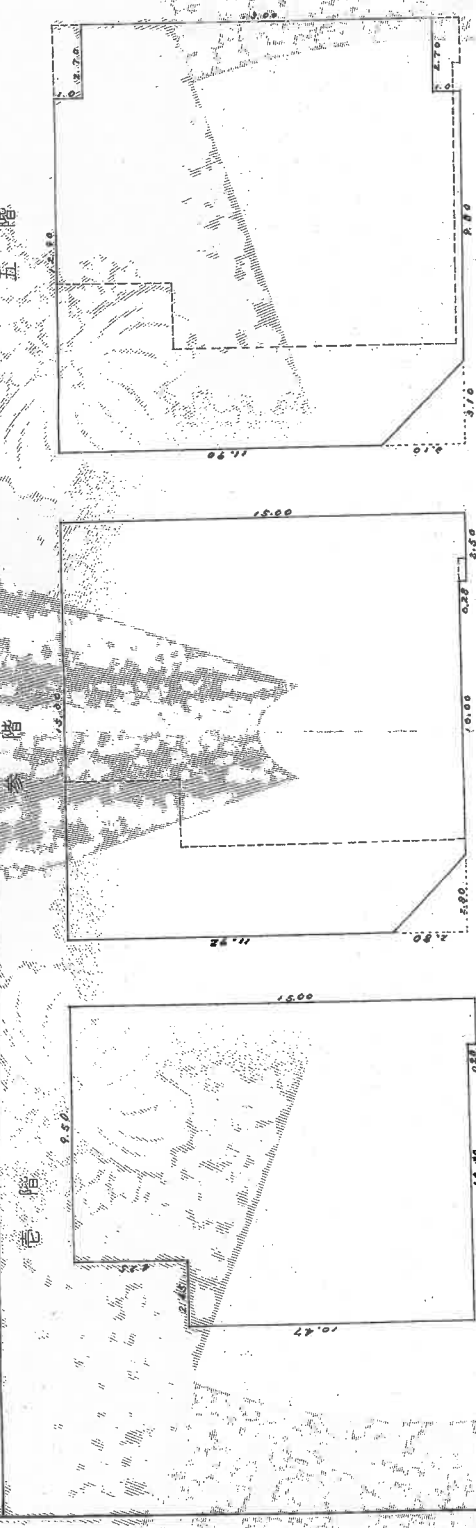
(13枚目)

縮小 (A3-A4)

建物各階平面図

家屋番号	4番1
建物の所在	下関市赤間町4-1・4-41

昭和五十二年八月八日	製作年月日
申請人	



五階

四階

三階



2000733

縮尺	1/2000
----	--------

山口県土地家屋調査士会

登記年月日：昭和48年6月18日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月28日 山口地方建設部下関支局 登記官

(14枚目)

建物各階平面図

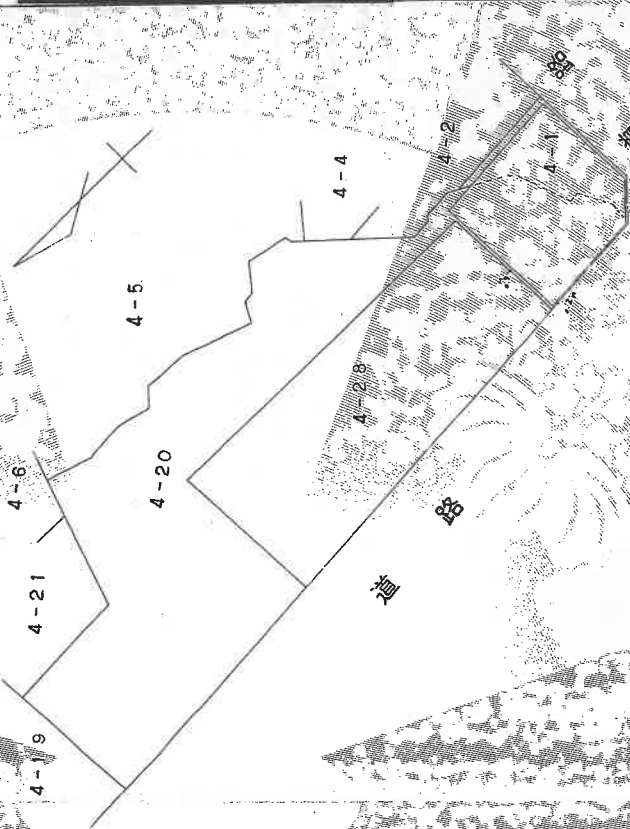
家屋番号	4番20
建物の所在	下関市赤間町4番地20・4番地1

各階平面図

1・2階平面図



建物図面



求積計算表

15.76	×	15.04	=	237.4304
-3.36	×	3.16	=	-10.6096
			計	244.8208

床面積 244.82㎡

2000752

縮尺	1/200
----	-------

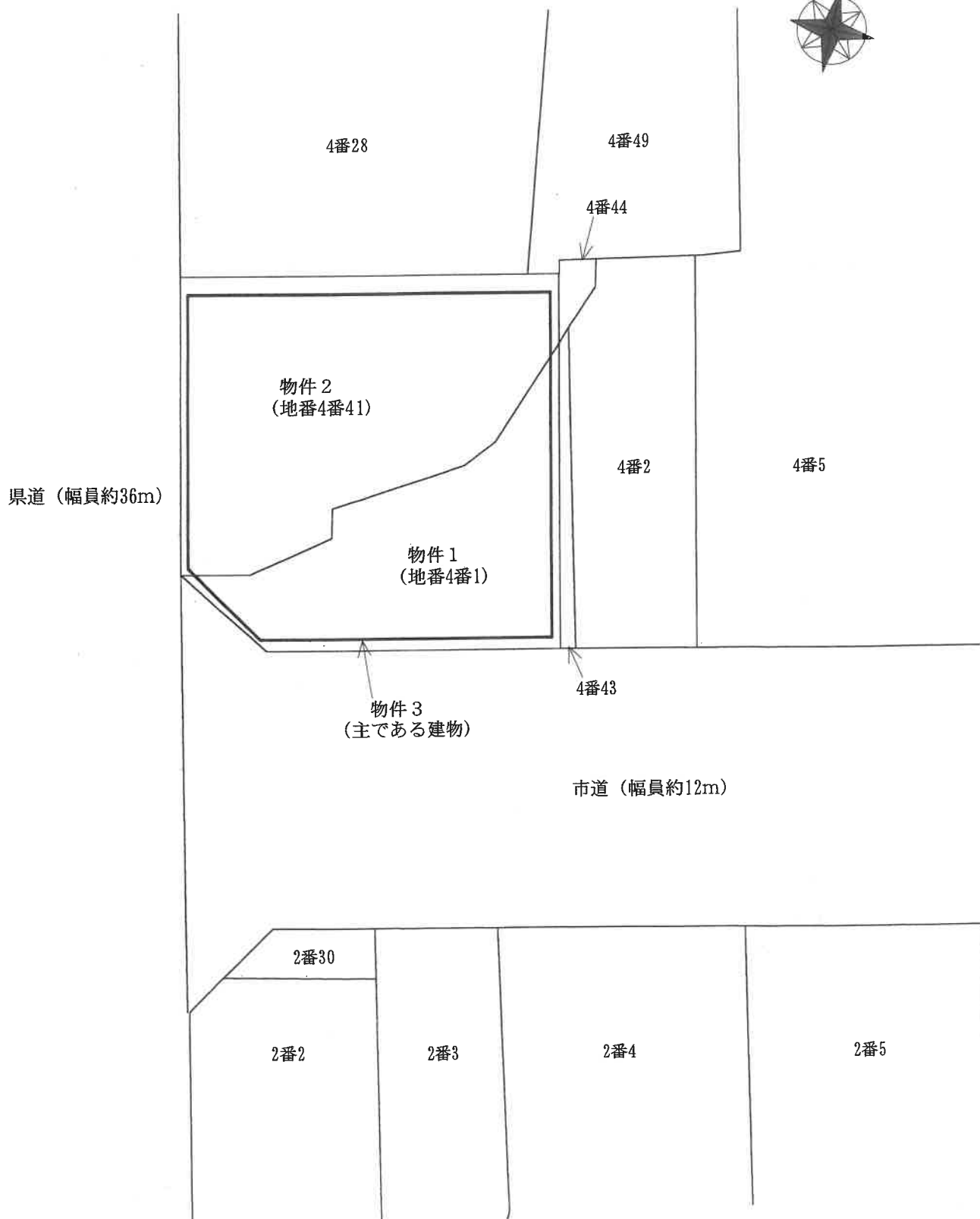
縮小 (A3-A4)

(比例尺 1/200)

製作年月日
昭和四十八年六月五日

製作者

申請人



令和6年(ケ)第19号

土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/250

※ 評価人作成図面

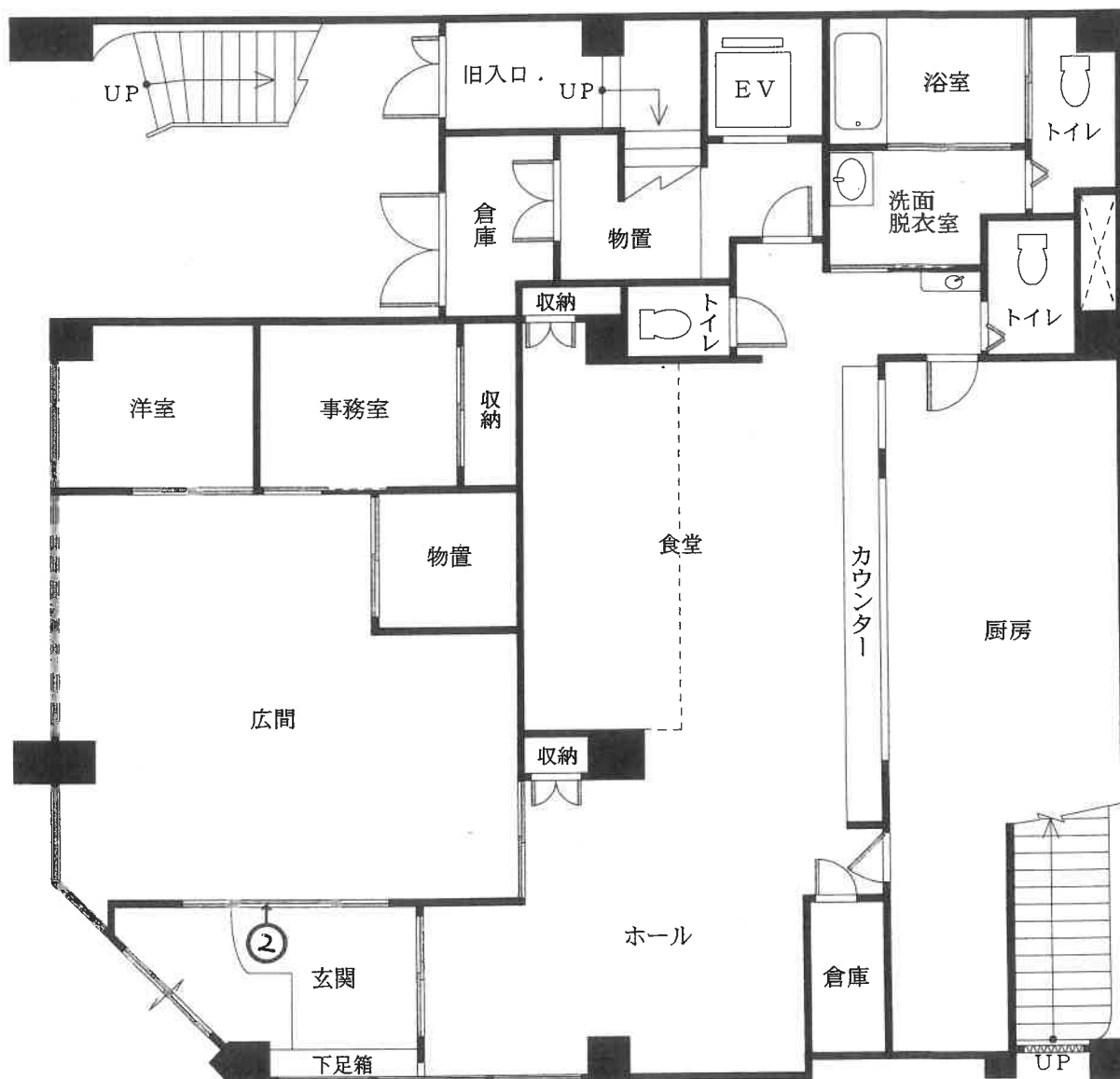


写真撮影位置方向

(15 枚目)



1 階



令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

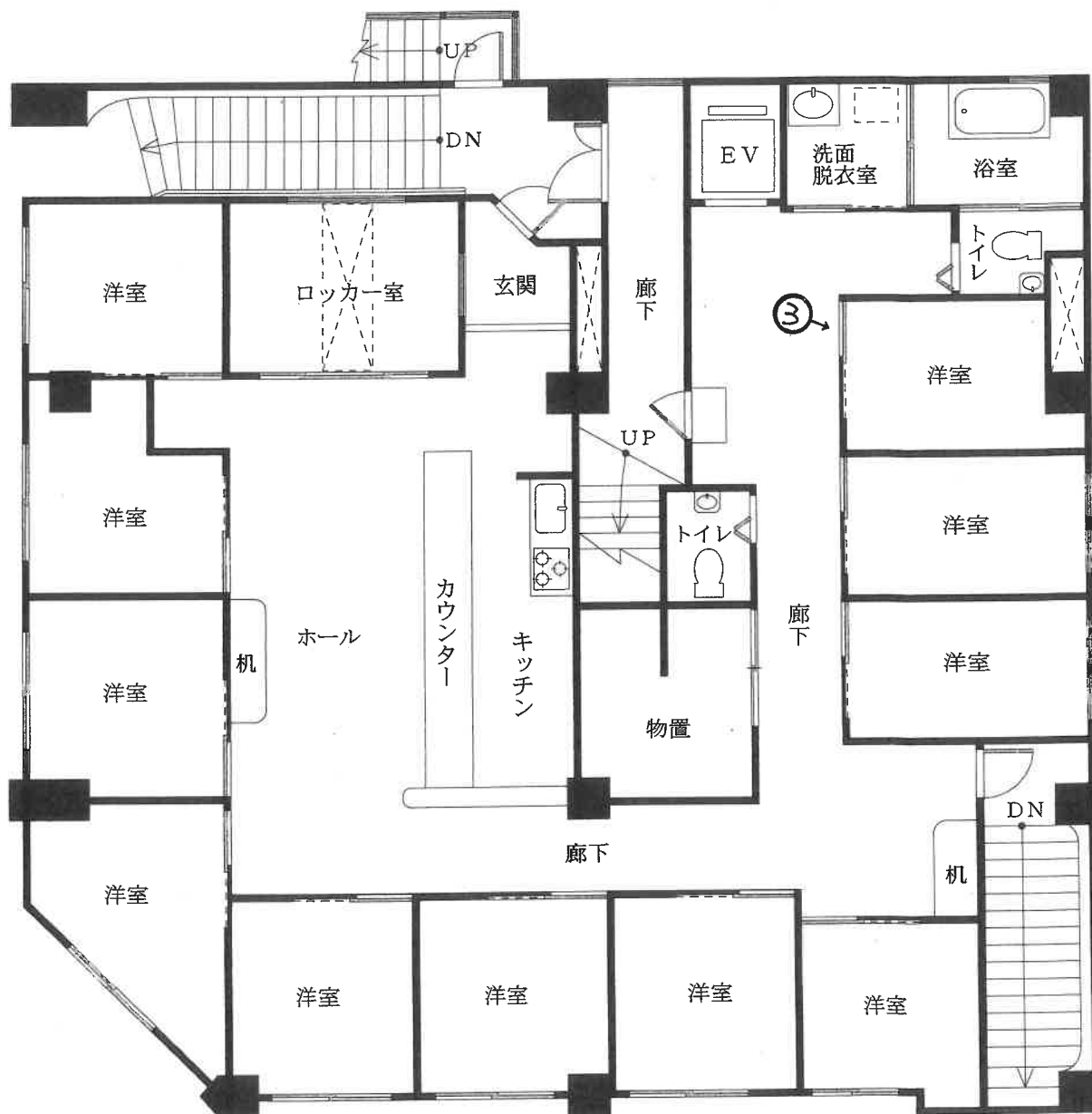
本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

※ 評価人作成図面

写真撮影位置方向



2階



※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

令和6年(ケ)第19号

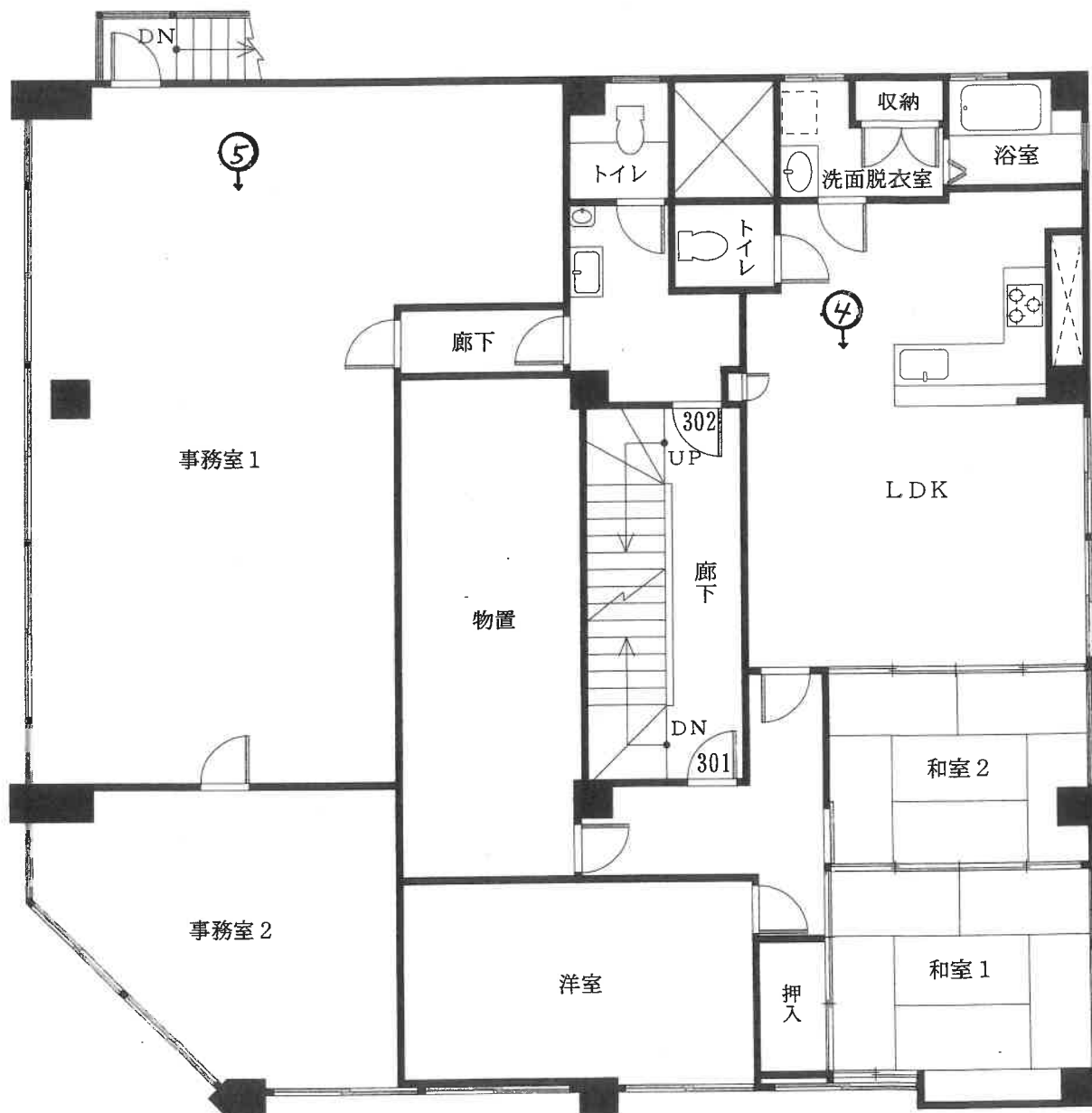
建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100

(17枚目)



3階



令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

※ 評価人作成図面

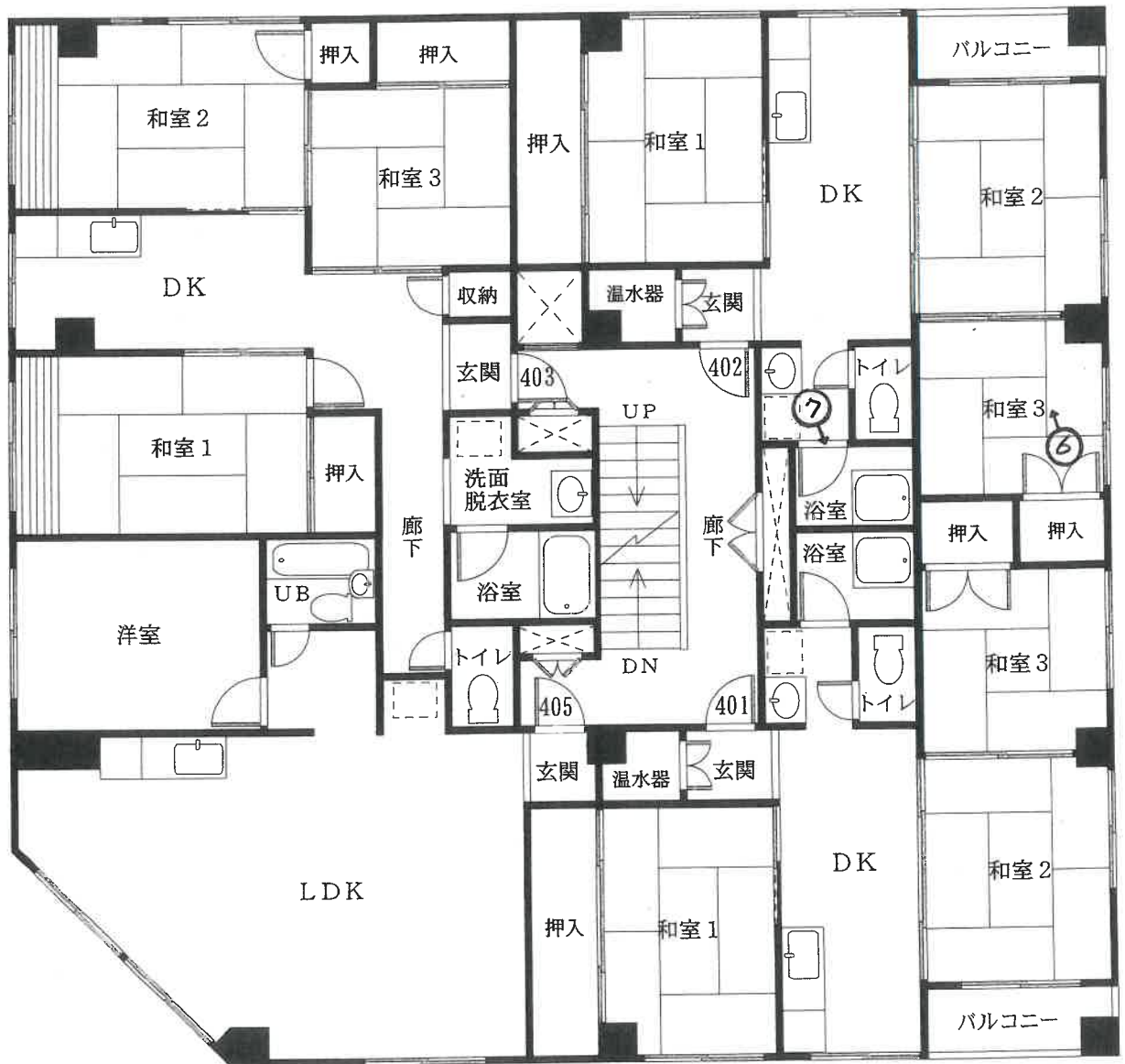


写真撮影位置方向

(18枚目)



4 階



令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

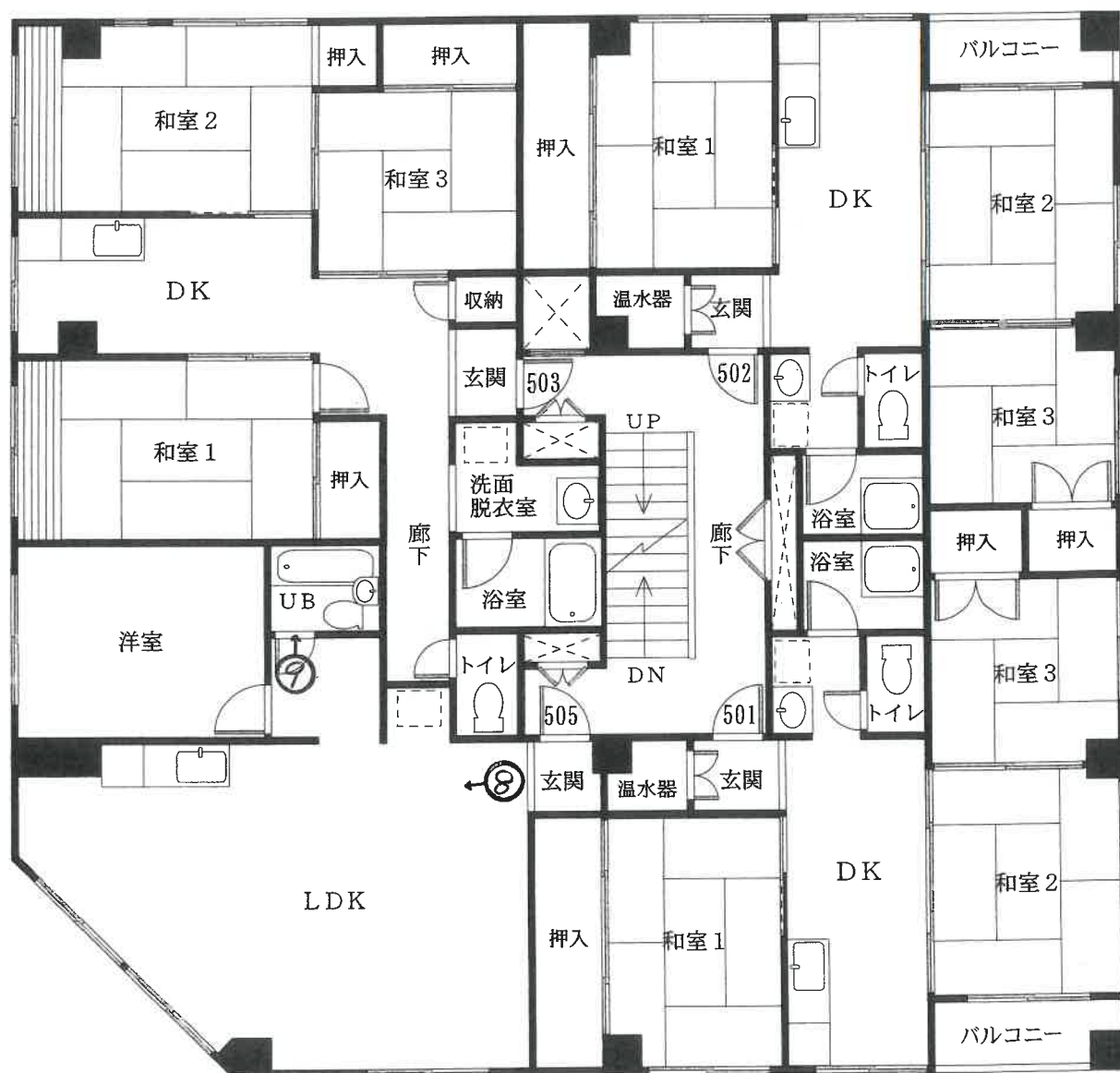
※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

(19 枚目)



5 階



令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

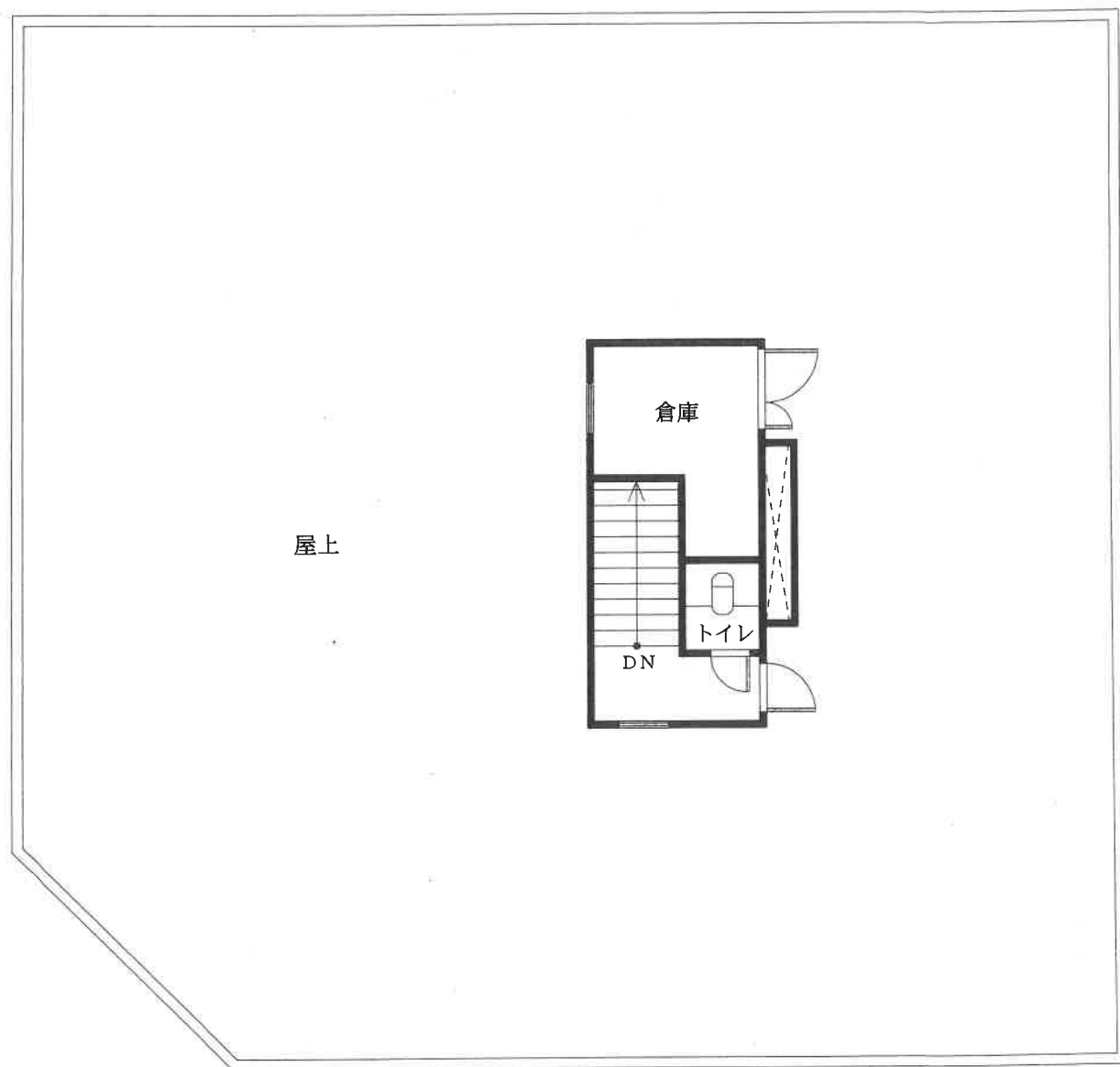
※ 評価人作成図面

写真撮影位置方向

(20枚目)



6 階



※ 評価人作成図面

写真撮影位置方向

令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

(21 枚目)



写真 1

本件建物の外観



写真 2

1 階
広間



写真 3

2 階
居室



写真4

3階
301号室
LDK



写真5

3階
302号室
事務室1から事務室2方向を撮影



写真6

4階
402号室
和室3から和室2方向を撮影



写真7

4階
402号室
浴室



写真8

5階
505号室
LDK



写真9

5階
505号室
浴室

令和6年（ケ）第19号
令和7年5月12日 現地調査
令和7年5月26日 評価

山口地方裁判所 下関支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

渡部 学也

第1 評価額

一括価格	
金 18,757,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,967,000円
物件2（土地）	金 3,189,000円
物件3（建物）	金 13,601,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1，2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 上記の価格は敷金等の引受債務相当額を控除する前の価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 本件は、賃貸借に供されている収益物件であるが建物の経過年数が約49年と古く、適正な収益力の把握が困難であるため収益還元法は適用しない。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地	在 番 目 積 下関市赤間町 4番1 宅地 99.88㎡	左記に同じ
2	所 地 地 地	在 番 目 積 下関市赤間町 4番41 宅地 161.95㎡	左記に同じ
3	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	在 下関市赤間町4番地1、4番地41 4番1 店舗・工場・共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建 1階 165.95㎡ 2階 212.42㎡ 3階 221.99㎡ 4階 223.79㎡ 5階 223.79㎡ 6階 14.67㎡ 延 1,062.61㎡	介護施設・事務所・共同住宅 1階 約 194㎡ (概測) 2階 212.42㎡ 3階 221.99㎡ 4階 223.79㎡ 5階 223.79㎡ 6階 14.67㎡ 延 1,090.66㎡
番号	特 記 事 項		
3	目的建物は、1階の形状が建物図面と一部相違しており、1階の西側部分を未登記増築(概測約28㎡)している。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1, 2〕

位 置・交 通	J R山陽本線「下関」駅 北東方 約2.5km 【道路距離】 「西の端」バス停 南方 約60m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	唐戸地区の県道沿いの商業地域であり、中低層の店舗ビル、低層店舗等が建ち並んでいる。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 600% 防火地域 駐車場整備地区、関門景観形成地域(唐戸地区)	
画 地 条 件	規 模 261.83 m ² 間 口 約 16 m 奥 行 約 16 m	形 状 ほぼ正方形 接面状況 角地 地 勢 平坦	
接面道路の状況	西側幅員約 36m舗装県道、高低差 等高 (注1) 南側幅員約 12m舗装市道、高低差 等高 (注2) (注1) 県道 下関港線 「建築基準法第42条1項1号道路」 (注2) 市道 赤間町2号線 「建築基準法第42条1項1号道路」		
土地の利用状況等	物件3建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管: あり 下水道 : あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	①【埋蔵文化財について】 山口県文化財地図(部分)下関市遺跡分布図(標定図)により確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。 ②【土壌汚染について】 目的土地は、登記簿等によると昭和30年に土地区画整理事業が行われた宅地であり、所有権移転及び利用経緯に鑑みて土壌汚染の可能性については不明であるが、低いものと推測される。		

2 建物の概況及び利用状況〔物件3〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和51年10月31日新築 経過年数 約 49 年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数超過
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造 屋 根：陸屋根（シート防水） 外 壁：モルタルリシン吹付、サイディングボード 内 壁：ビニールクロスほか 天 井：ビニールクロス、ジプトーンほか 床：フローリング、畳、CFシートほか 設 備：電気、給排水、給湯器、火災報知器等 エレベーター〔1，2階の介護施設用〕 その他：なし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 介護施設・事務所・共同住宅 間取り 添付建物間取図参照 但し、立入り調査不能の部屋があったため、当該部分については課税図面や別階層の部屋を参考に作成しており、現状と相違する可能性がある。
品 等	中級中位
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者及び賃借人が介護施設、事務所、居宅として使用している。詳細は現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	① 築後約49年経過した建物である。下記の損傷箇所があり、経年以上に老朽化していると判定される。 ・ 外壁にクラックが見受けられ、屋上の防水シートが広範囲に破れて捲れている。 ・ 外壁の雨樋の取付け金具が錆びて破損している。 ・ 1階のトイレに水漏れや雨漏りがある。 ・ 2階廊下、3階事務所、物置等の天井に雨漏りがあり、天井が腐食して穴が空いている。 ・ 4，5階の部屋には床が緩くなっている箇所がある。 ・ 3階の301号室の天井や壁に複数の穴が空いており、和室2の襖や畳が酷く損傷している。

特 記 事 項	・ 5階503号室の和室の壁には複数の穴が見られ、DKのクロスに破れがある。505号室はLDKの窓際に雨漏りがあり、排水の不具合で漏水する場合がある。 ・ 建物附属設備、機械設備等は老朽化しており、管理状態が劣るため点検や補修が必要である。 ② 目的建物北側の屋外階段の一部が隣地（地番4番28）上にはみ出している可能性がある。 ③ 4階の401号室、403号室、405号室及び5階の501号室、502号室については、室内に立入り出来なかったため内部の状態は不明である。 ④ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえて現地調査を行った結果、飛散性吹付材、耐火被覆材等が使用されている可能性は低いが、建築年等に鑑みて成形材等にアスベストを含有している可能性を否定できない。なお、専門的な調査を行っていないため詳細は不明であり、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ⑤ 目的建物は、昭和51年12月11日に建築確認（確認済証番号：2942）を受け、昭和52年7月4日に完了検査を受けている旧耐震基準の建物である。なお、未登記増築部分の建物の遵法性については不明である。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	89,300円/㎡	1.05	99.88㎡	0.70	6,556,000円
2	89,300円/㎡	1.05	161.95㎡	0.70	10,630,000円
合 計			261.83㎡		17,186,000円

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

地価公示 下関 5-11

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
62,500円/㎡	$\frac{100.0}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{70}$	89,300円/㎡

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : なし

◇地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政的条件格差等を考慮した。

イ 個別格差 : 物件1, 2は一体地

	物件1, 2
角地	1.05
相乗積	1.05

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価補正 : 建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件 3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
3	280,000円／㎡	1,090.66㎡	0.05	15,269,000円

イ 延床面積：概測数量による。

ウ 現価率：現況観察により、上記のとおり査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	6,556,000円	0.50	法定地上権	3,278,000円
2	10,630,000円	0.50	法定地上権	5,315,000円
合 計				8,593,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ (2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,556,000円	－ 3,278,000円		1.00	0.60	1,967,000円
2	10,630,000円	－ 5,315,000円		1.00	0.60	3,189,000円
3	15,269,000円	＋ 8,593,000円	0.95	1.00	0.60	13,601,000円
一括価格 (合計)						18,757,000円

ウ 占有減価： 一部に占有権限が不明な部屋があることを考慮のうえ査定した。

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 (下関 5-11)

所 在 : 下関市上田中町2丁目11番24 「上田中町2-7-5」
価 格 : 62,500 円/㎡
位 置 : J R 山陽本線「下関」駅 北東方約2.9km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 133 ㎡
供給処理施設 : 上水道、都市ガス、下水道がある
接 面 街 路 : 幅員約36m県道に東側で接面
用 途 指 定 等 : 商業地域(建ぺい率80%、容積率400%)、準防火地域
地 域 の 概 要 : 店舗、事務所等が混在する県道沿いの商業地域

2 固定資産税評価額 (令和 6 年度)

物件1 5,295,637 円

物件2 8,586,589 円

物件3 32,873,629 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

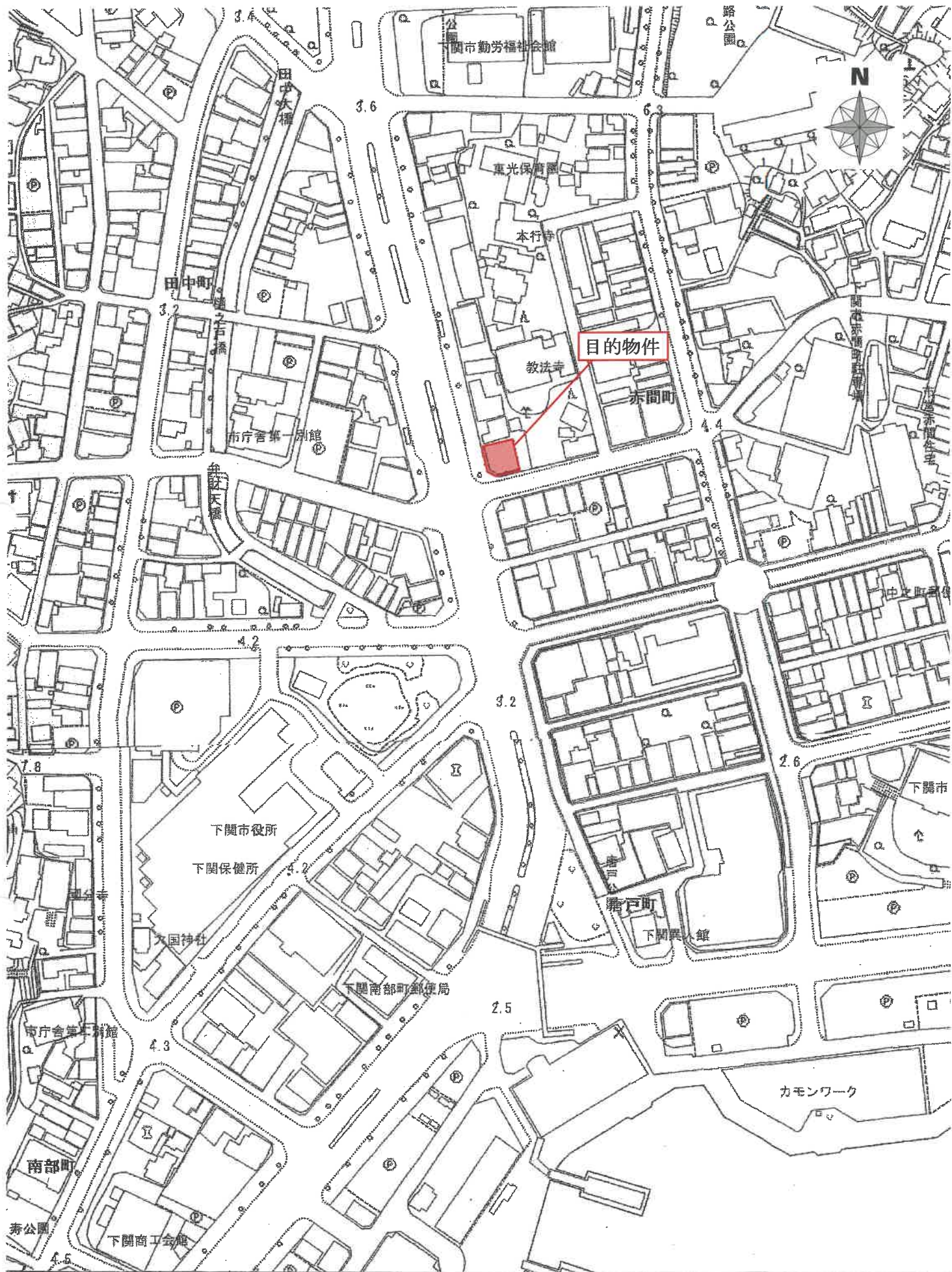
第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/20,000、1/2,500)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 土地所在図・地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 5 土地建物位置関係図(評価人作成)
- 6 建物間取図(評価人作成)
- 7 現況写真【3枚】



位置図

国土地理院「地形図」
縮尺：約1/20,000



位置図

下関市「白図」
縮尺：約1/2,500

登記年月日：昭和51年4月20日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年12月3日 山口地方裁判所 図文部

地番	4-1 4-2 4-3	土地積量	新 4-1 -43 後 4-1 前 4-1	新 4-1 -43	4-1, -43
土地の所在	下関市赤間町				
昭和五十年三月式〇日 製作 年 月 日					
申請人					

551.4.20

道路

道路

記号	大斜	小斜	倍面積
イ	1290	0.12	1548
ロ	12735	0.14	17829
倍面積			33309
面積			166545

① 1290×0.12 ② 4-2 ③ 4-43 ④ 4-1 ⑤ 2355×0.14

0001245

縮尺 1/100 1/500

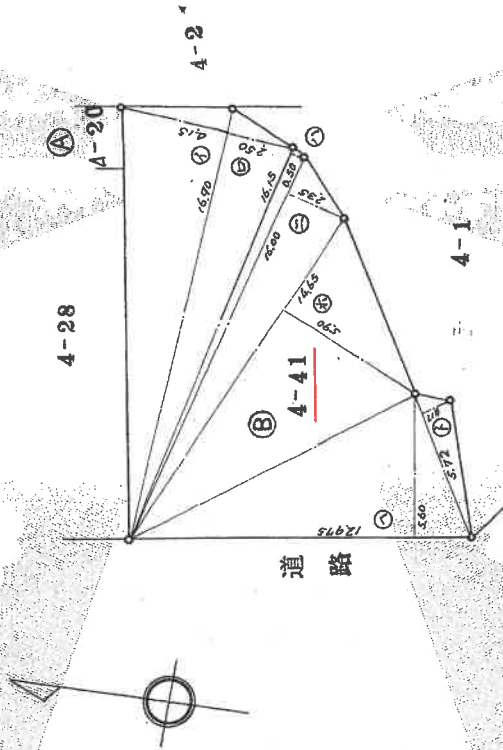
この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：昭和49年1月23日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
令和6年12月3日 山口地方広務局下関支局 登記官

地番	20-4-1
土地の所在	下関市赤間町
土地積量	新
図面	同前
後	同前
新	同前

作製年月日	昭和49年1月23日
作製者	
申請人	



4-41

区号大	斜小	斜	面積
イ	16.900	4.150	70.135
ロ	16.900	2.500	42.250
ハ	16.150	0.500	8.075
ニ	16.000	2.350	37.600
ホ	14.650	5.900	86.435
ト	12.975	5.600	72.660
	5.720	1.180	6.7295
	倍面積		323.9046
	面積		161.9523

0001243

縮尺	1/200
----	-------

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：昭和52年8月9日

令和 6 年 12 月 3 日
山口地方建設局 下関支局

登記者

建物図面図面図面

家屋番号	4 番 1
建物の所在	下関市赤間町 4 - 1 - 4 - 41

求積計算表

巻階	9.50 X 4.25 = 40.3750
	10.47 X 10.30 = 107.8410
	10.75 X 1.65 = 17.7375
合計	165.9535
床面積	165.95 m ²

式階	14.72 X 9.50 = 139.8400
	2.50 X 0.28 = 0.7000
	13.07 X 5.80 = 75.8060
	-2.80 X 2.80 X 0.5 = -3.9200
合計	212.4260
床面積	212.42 m ²

参階	15.30 X 14.72 = 225.2160
	2.50 X 0.28 = 0.7000
	-2.80 X 2.80 X 0.5 = -3.9200
合計	221.9960
床面積	221.99 m ²

四・五階同型	13.00 X 2.70 = 35.1000
	12.90 X 15.00 = 193.5000
	-3.10 X 3.10 X 0.5 = -4.8050
合計	223.7950
床面積	223.79 m ²

六階	5.50 X 2.45 = 13.4750
	2.60 X 0.46 = 1.1960
合計	14.6710
床面積	14.67 m ²

2000734

縮尺	1/600
----	-------

山口県土地家屋調査士会

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：昭和52年8月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月3日 山口地方裁判所 関支局 登記官

1/2

建物各階平面図

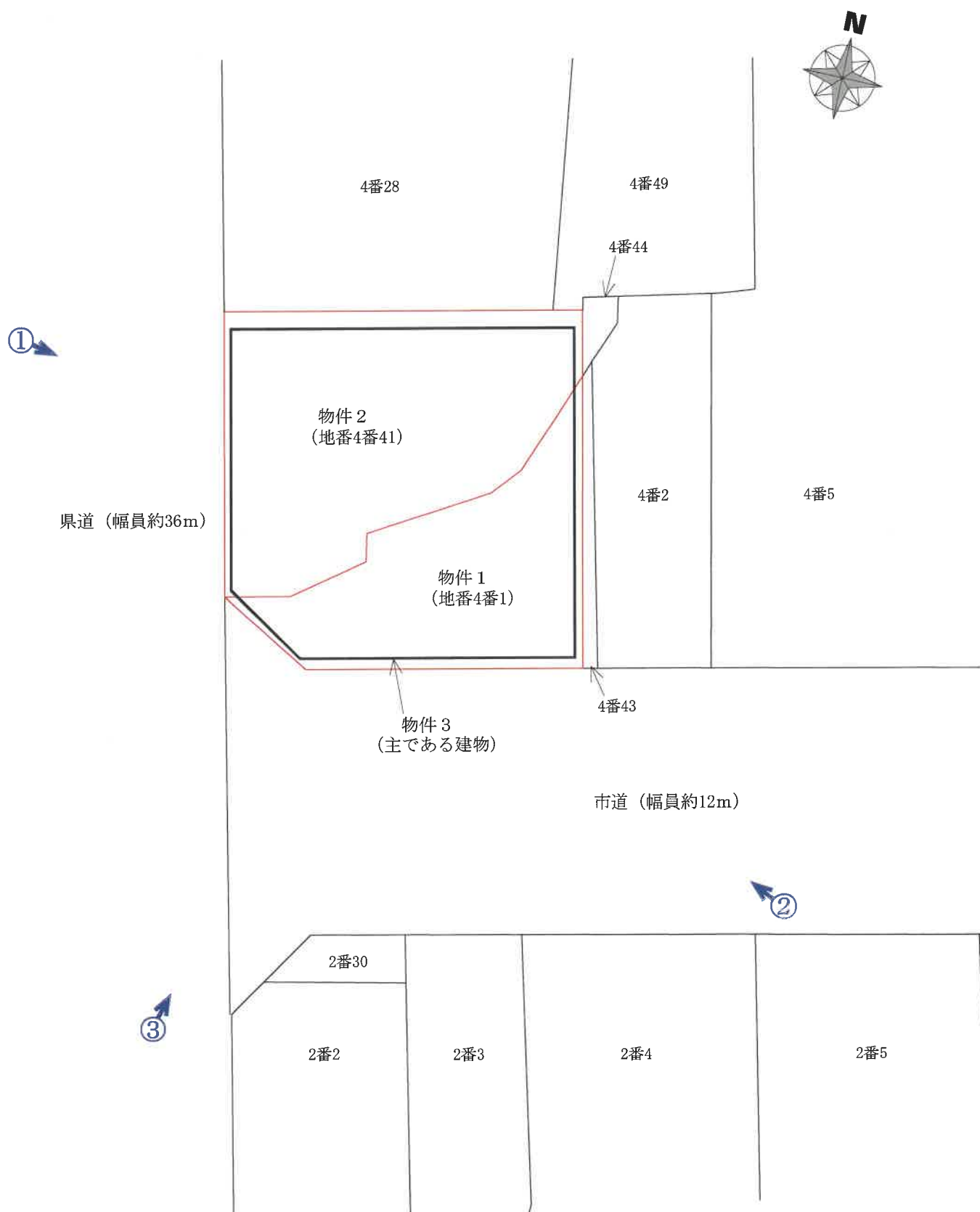
家屋番号	4番1
建物の所在	下関市赤間町4-1-4-41
2000733	
縮尺	1/200



作製年月日	昭和五十二年八月八日
作製者	[Redacted]
申請人	[Redacted]

山口県土地家屋調査士会

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。



令和6年(ケ)第19号

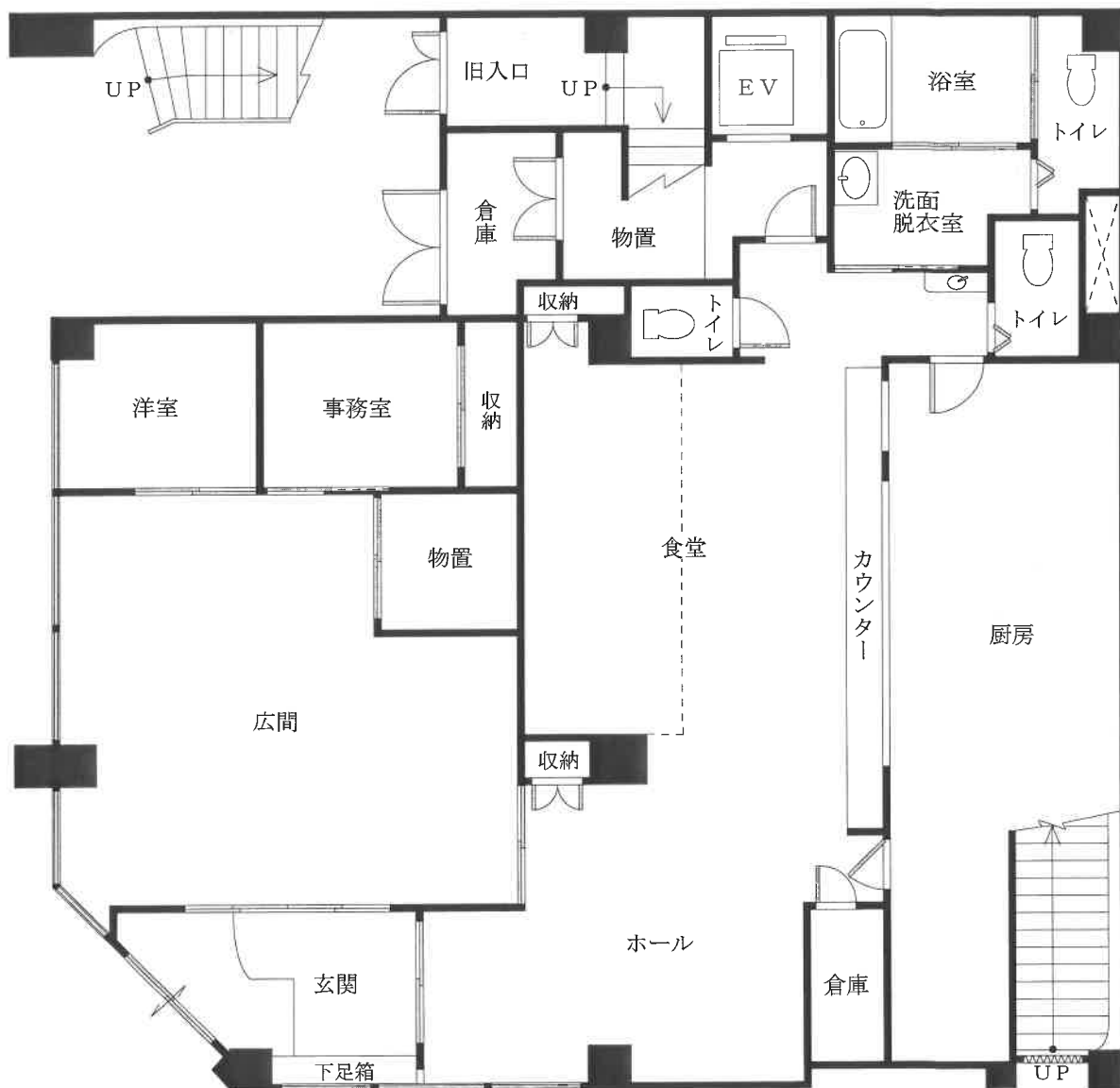
土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/250

写真撮影位置



1 階



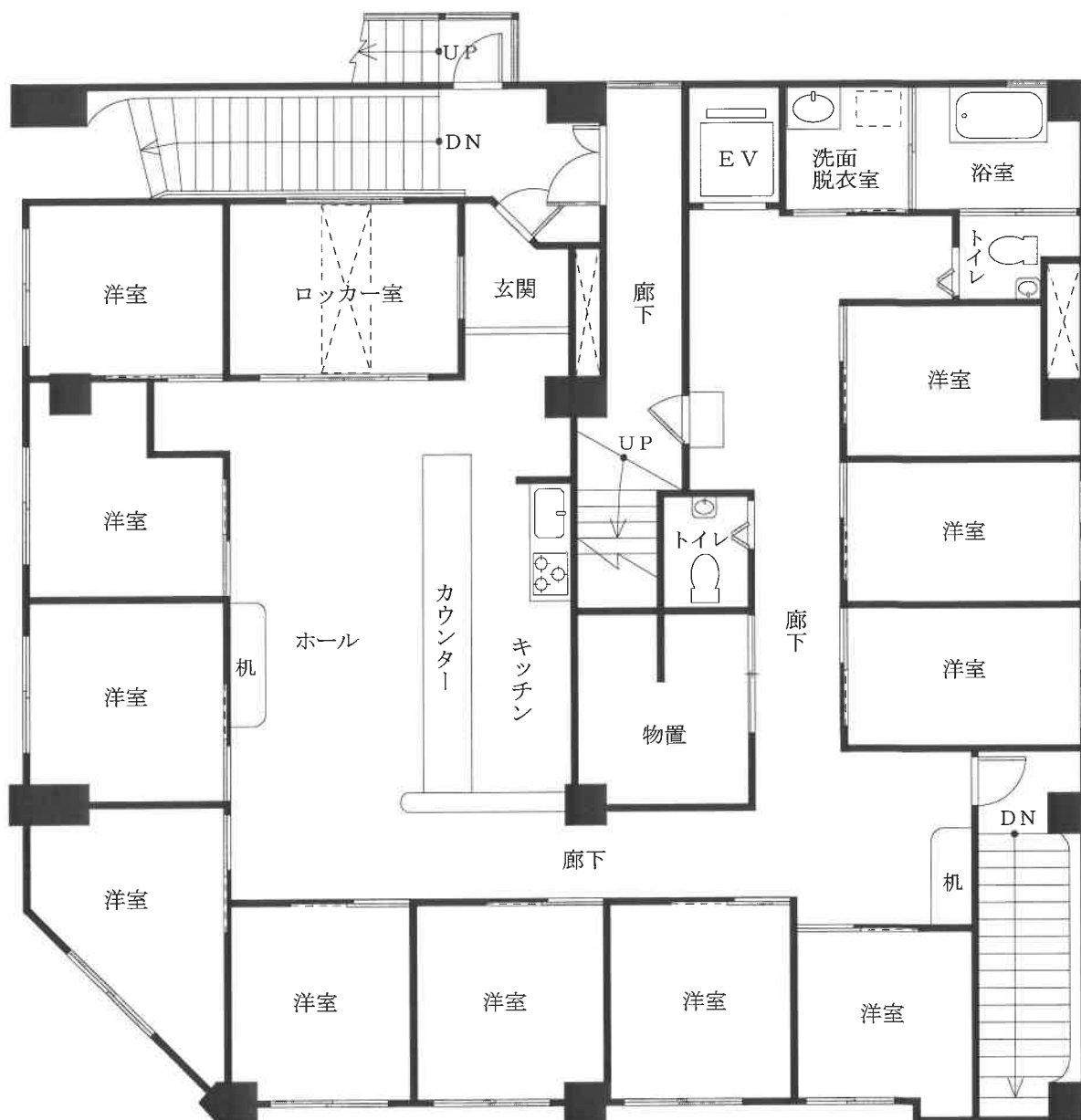
令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100



2階



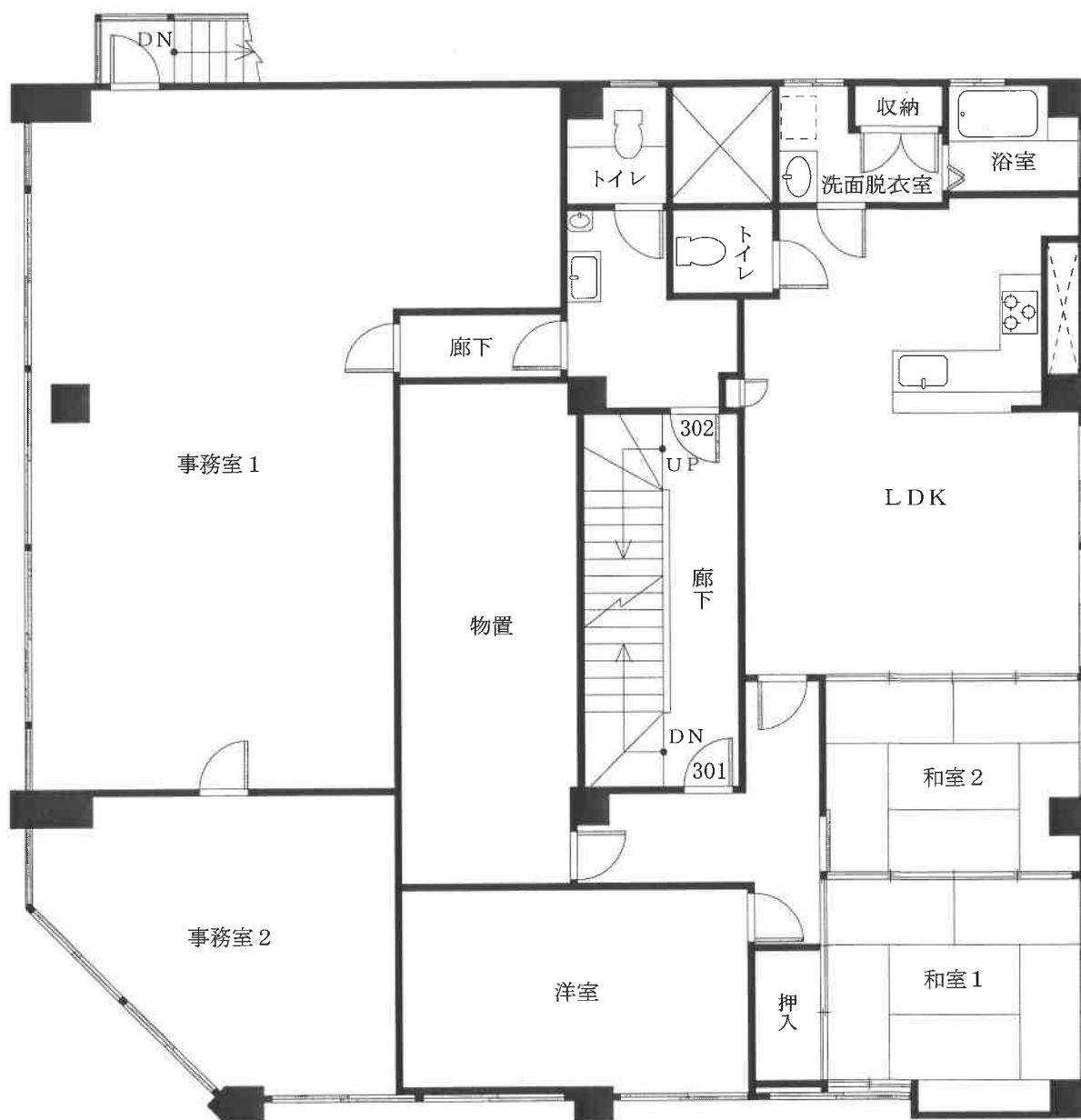
令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100



3階



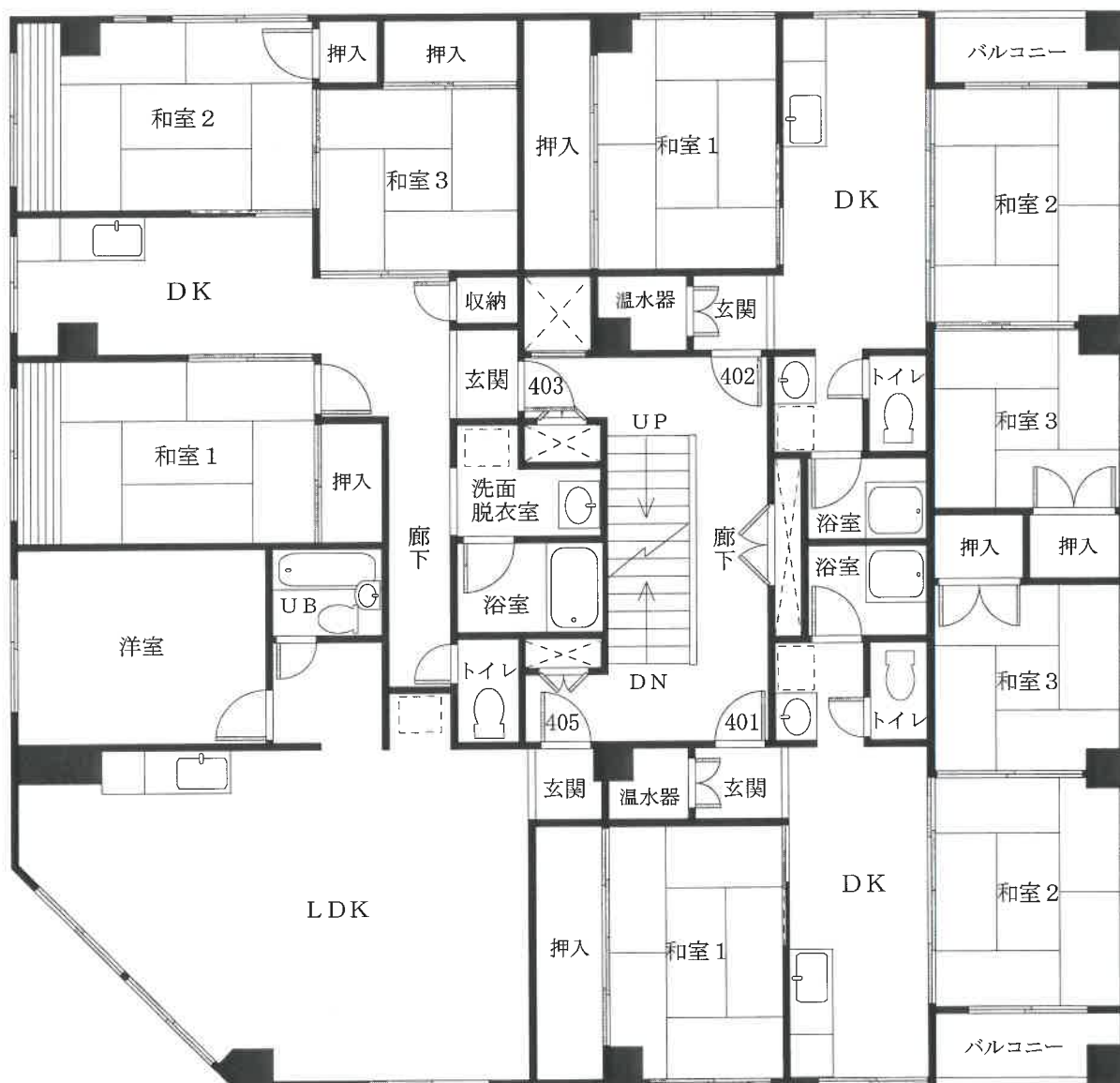
令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100



4階



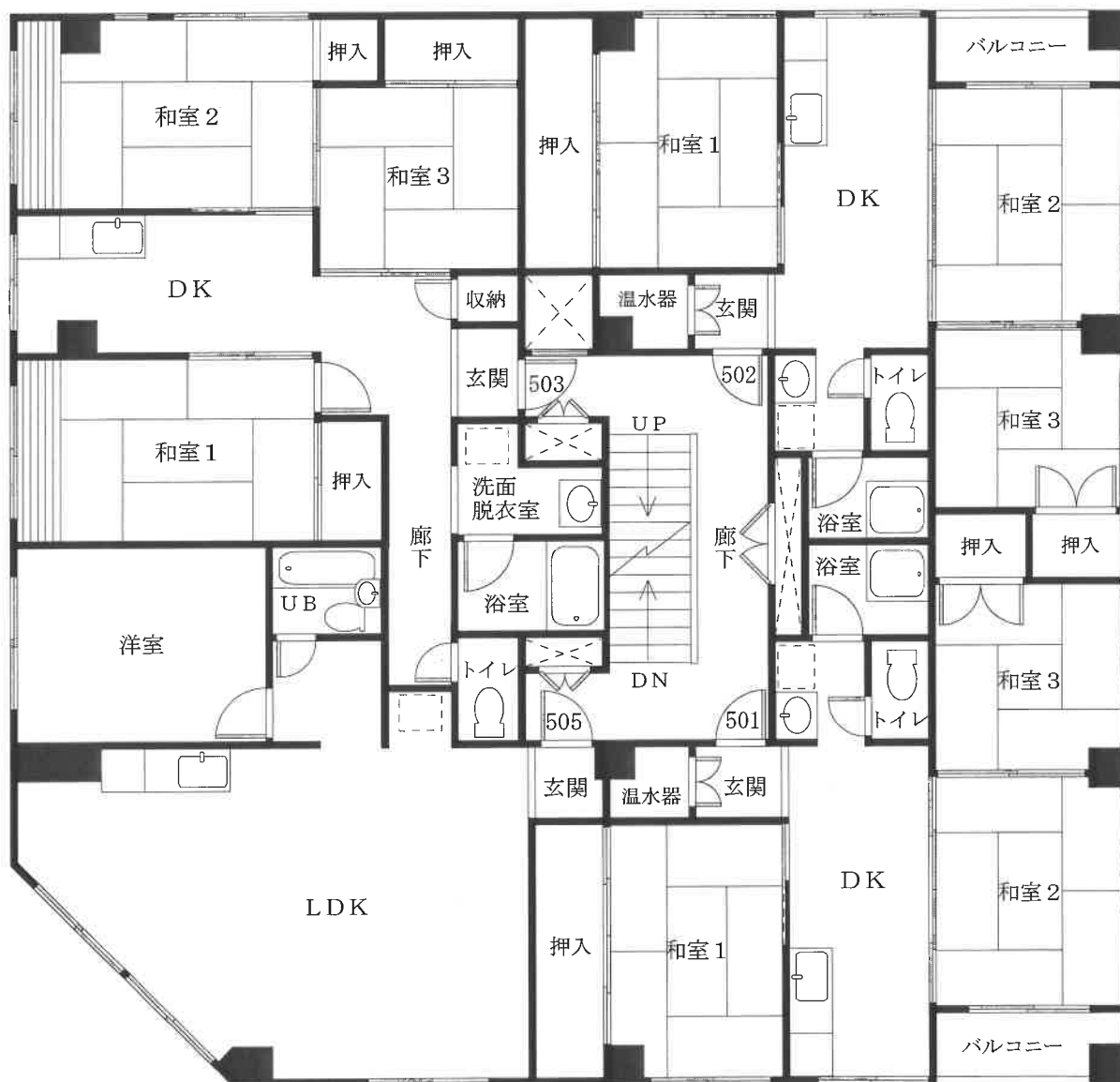
令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100



5階



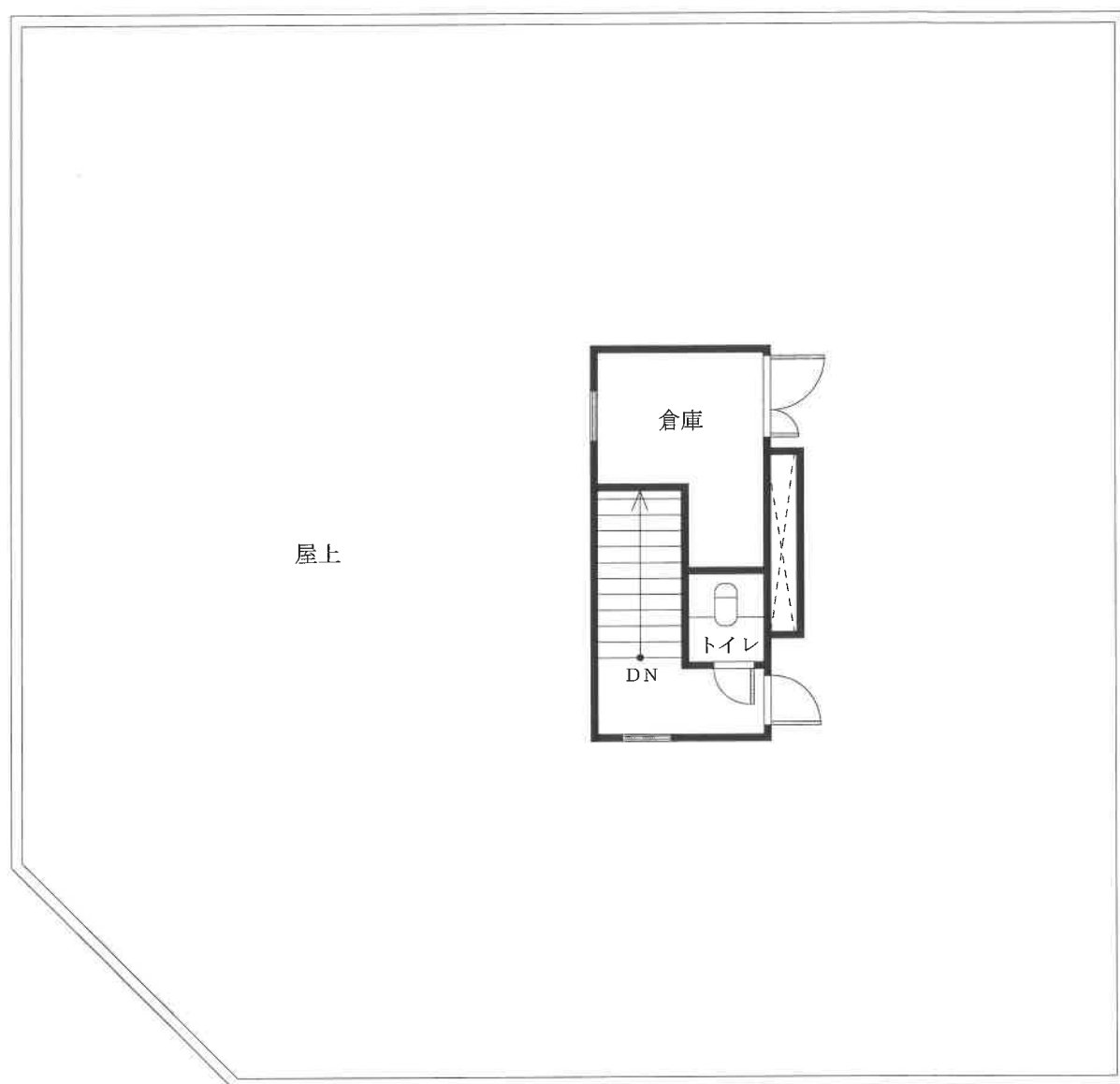
令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100



6階



令和6年(ケ)第19号

建物間取図 物件3

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

評価対象物件の状況

